

【私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 Q&A】 令和7年度ver

番号	項目	分類	質 問	回 答
1	その他	事業実施	支払いはいつまでに行わないといけないのか。	令和8年3月31日までに事業が完了しないものは今回の補助対象外。 事前に支払い・納入時期について確認し、可能な場合のみ申請すること。
2	提出書類	カタログ	カタログについて、どのようなものが有効か	公に配布されているもののみ有効。 購入する物品の商品名、規格、価格、販売元が分かるもの。 なお、1式につき10万円を超える物品を購入する場合、カタログにて1式として販売されていることが確認でき、セット内容が詳細に分かるもの。
3	提出書類	カタログ	カタログに載ってないセット販売は認められるか。	販売元等が発行したものであると確認できるものであれば可。 ただし特定の幼稚園向けに作成したものは不可。 ※同条件での見積合わせを必ず行うこと。
4	提出書類	見積書	見積書の記載内容は〇〇 一式のような内容でよいのか。	原則不可。内訳の記載があることが必要。ただし公に配布されているカタログにて一式とされているものであれば可能。 その場合、セットの内容が詳細に分かるカタログを提出すること。
5	提出書類	見積書	見積書は同じ型番でないとだめか。	原則、同型番で見積り合せてください。 同型番での見積り合せが難しい場合のみ仕様書を提出することで同規格のものでの見積り合せてを認めます。
5	提出書類	見積書	1社が独占して販売している商品の相見積はどのようにすればよいのか。	特許番号や申請中の旨が確認できる「専売証明書」を徴収すること。もしくは、商品名ではなく、その商品と同等の性能や機能を持つ類似商品の見積を徴収すること。
6	提出書類	見積書	オンラインで発行した見積書は有効か	有効。ただし、宛名等で申請者向けの見積書と確認できないものは不可。 なお、交付決定後に販売ページがなくなった等の理由で事業を変更することはできないため、交付決定後も同じ物品を販売しているのか事前に業者に確認すること。
7	補助対象経費	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	補助対象経費の上限、下限はあるか。	上限については、1園あたり180万円(税込)。 下限については、遊具は、1台につき50 万円(税込)、運動用具・教具・保健衛生用品は、1個または1式につき10 万円(税込)以上。 実際の補助金額は千円未満は切り捨て。
8	補助対象経費	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	運動用具・教具・保健衛生用品の、『1式』とはどのように考えるのか。	単価もしくはカタログでセット販売されている価格が税込10万円以上の物品。 また、同じ整備区分内で積み上げること。 同一規格、同一条件で、必ず最低2者以上見積合せを実施し、低価格の業者を採択すること。 【(例)その他の運動用具・教具・保健衛生用品における一式】 ○「教具一式」＝園児用机・椅子の セット (税込10万円)(カタログ あり) ×「教具一式」＝園児用机・椅子の セット (税込10万円)(カタログ なし) ×「教具一式」＝空気清浄機・机・平均台の セット (税込10万円) × いす(5万円)＋机(5万円)の足し上げ
9	補助対象経費	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	認定こども園の場合、保育所部分と共有で使用するものについては、按分等が必要であるか。	保育所部分のみで使用するものについては対象外。 共用して使用するものについては、対象。その際、按分は不要。
10	補助対象経費	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	運動用具・教具・保健衛生用品の品類を超えて、10万円以上としても補助対象となるか。(例:教具5万円・保健衛生用品5万円計10万円)	品類を超えて合算し、対象とすることはできない。
11	対象物品	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品の定義は。また、個数の制限はあるのか。	遊具:遊びに供するために利用される道具(すべり台、ブランコ、ジャングルジムなど) 運動用具:運動・スポーツに供する道具(鉄棒、平均台など) 教具:幼児教育に資するために利用される道具(楽器、机など) 保健衛生用品:園児の保健衛生管理に関わるもの(日よけ用のテント、空気清浄機、エアコンなど) 短期間(おおよそ1年以内)のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。 個数の制限は特になし。 ※整備区分や購入予定品に疑義がある場合は別途理由書を求める可能性があります。
12	対象物品	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	対象外となる短期間のうちに消耗する物品の目安は。	概ね1年前後で再度の用に供しなくなる物品。
13	対象物品	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	消耗品は、補助対象になるか。	消耗品は、補助対象外。短期間で消耗またはき損する物品ではなく、数年以上にわたって使用する備品が対象。会計区分上、固定資産として備品管理するものが対象。
14	対象物品	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	消毒液やハンドソープなどの日々の教育活動において継続的に必要となるものは補助対象になるか。	令和7年度より対象外。

【私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 Q&A】 令和7年度ver

番号	項目	分類	質 問	回 答
15	対象物品	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	遊具と運動用具・教具の区別はどのようにする のか。	1つの目安として、使用時も使用しない時も運動場などに固定されて置いて あるようなものは遊具、使用時以外は倉庫や棚に仕舞うようなものは運動用 具・教具として整理できる。
16	対象物品	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	例えば、和式の便所を洋式便所に変更したり、 フェンスやブロック塀等の改修を行い新しくするも のについても、対象となるか。	建物等に係る改修(とみなされるもの)は、対象外。
17	対象物品	遊具 運動用具 教具 保健衛生用品	対象となるのは既製品のみか。	既製品以外(オーダーメイド品等)でも対象になるが、材質、サイズ等の規格 および数量等の条件を指定した仕様書(見積依頼書)を必ず作成し、適正な 見積合せを行うこと。
18	対象物品	その他	運搬費(運賃・送料)は対象となるか。	対象外。
19	対象物品	その他	整備した物品のシステム更新料や維持費は対 象となるか。	対象外。(設備としての初期投資のみが対象)
20	対象物品	遊具	ブランコやジャングルジムのような単一の遊具 は対象になるか。	対象となる。
21	対象物品	遊具	複合式遊具は対象となるか。	対象。ただし、据付けを超えるような大規模な工事を伴う場合は対象外。
22	対象物品	遊具	園庭の大部分を占める大型遊具は対象となる か。また、大型遊具の一部を補助対象とすること は可能か。	対象外。
23	対象物品	遊具	遊具の設置費用は、補助対象に含められるの か。	補助対象となる遊具の設置費用は対象。整備にあたり要する地ならし等の 工事経費、既存設備の撤去費用、送料等は対象外。
24	対象物品	遊具	砂場は対象となるか。	園庭に固着するようなものは対象外。(園庭を掘削して作るようなもの、砂場 の砂は対象外。) 砂場を囲うブロックなど、設置後も移動させられるようなものは対象。
25	対象物品	遊具	組み立て式プールは対象となるか。	大規模工事を伴わず、設置後取り付け、取り外しができるものであれば、対 象。
26	対象物品	遊具	園庭の芝生化は対象となるか。	園庭の芝生化は施設整備費に当たるため対象外。 一部の遊具の直下に固定されない芝生マットを敷く程度は対象(設備の附 属品としての扱いで設備の購入と同時に実施するものであれば対象)。
27	対象物品	教具	園バスは対象となるか。	園バスは園の運営上のものであることから、対象外。
28	対象物品	保健衛生用品	遮光ネットは対象となるか。	大規模工事を伴わず、設置後取り付け、取り外しができるものであれば、対 象。
29	対象物品	保健衛生用品	テントは対象となるか。	教員等が簡易に設置・撤去ができ、熱中症対策等に資する目的であれば、対 象。
30	対象物品	教具	芝刈り機は対象になるか。	対象外。
31	対象物品	教具	職員室や事務室に設置し、教職員が使用する パソコンやテレビ等は対象となるか。	原則として、園児が使用することが前提とならない物品は、対象外。
32	対象物品	教具	コピー機は対象となるか。	対象外。
33	対象物品	教具	職員が教育活動において教育のために使うカメ ラやパソコン、 タブレットは対象となるか。	教具としてであれば対象。
34	対象物品	教具	職員室の机やいすは対象となるか。	対象外。
35	対象物品	教具	園児の机やいすは対象となるか。	教具としてであれば対象。
36	対象物品	教具	学級のテレビは対象となるか。	教具としてであれば対象。(ただし、建物に付随した施設整備を伴うものにつ いては対象外)
37	対象物品	教具	音響設備は対象となるか。	教具としてであれば対象。(ただし、建物に付随した施設整備を伴うものにつ いては対象外)
38	対象物品	教具	教育用アプリケーションソフトは対象となるか。	対象となる。ただし、ソフトの更新等は対象外。
39	対象物品	教具	配膳用ワゴンは対象となるか。	園児が教具として使用する場合は対象。 職員のみが運搬に使用するものは対象外。
40	対象物品	保健衛生用品	対象となるエアコンの目安はあるか。	目安は以下のとおり。 1. 据付け(天吊り型を除く)のエアコンで、かつ室外機と室内機が1本の配管 で壁を隔てて設 置される程度の工事で設置できること。 2. 埋込型等のように、建物と一体化したり、複数の配管設置などが必要な 機器ではないこと。 3. 29畳の広さまでの部屋に対応したものであること。 4. 2.3～2.5馬力程度であること。 5. 電源が単層200Vに対応するもの。 など
41	対象物品	保健衛生用品	冷蔵庫は対象となるか。	食中毒予防等、子供の衛生管理を目的とする場合のみ、保健衛生用品とし て対象。ただし、調理室に設置する業務用冷蔵庫は対象外。
42	対象物品	保健衛生用品	掃除機、洗濯機、乾燥機、オーブンレンジは対 象となるか。	対象外。
43	対象物品	保健衛生用品	災害時の備蓄品セット、避難用マットは対象とな るか。	対象外。
44	対象物品	保健衛生用品	自動警報装置は対象となるか。	防犯設備は対象外。
45	対象物品	保健衛生用品	AEDは対象となるか。	保健衛生用品としてであれば対象となる。
46	対象物品	保健衛生用品	感染症対策として購入する空気清浄機やサー キュレーター、体温測定用のサーモカメラ等も対 象となるか。	保健衛生用品と整理できるのであれば対象。

【私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 Q&A】令和7年度ver

番号	項目	分類	質問	回答
47	その他	実績報告	実績報告で必要な書類はどのようなものか。	納品書・請求書・領収書及び購入品を写した写真の提出が必要。 ・納品書・請求書・領収書については、業者から幼稚園あて発行されたことが宛名等で分かるもの。 ・写真については、購入品の品名と個数が分かるように撮影するよう留意すること。
48	その他	実績報告	写真について留意することはあるか。	全ての購入物品について写真を撮ること。 購入物品の段ボールの写真や、購入物品の一部分のみ写した写真は不可。 ※実績報告の際に写真にて購入物品の確認ができない場合、補助できない可能性があります。
49	その他	事業実施	納品先を幼稚園以外の場所に設定してよいか。	不可。納品先は必ず幼稚園としてください。
50	その他	事業実施	市町村等の他の補助金や寄付金等の収入を受けられるか。	補助金を二重に受けることは不可。また、寄付金等の収入がある場合は、整備に要する経費から差し引くこと。
51	その他	事業実施	経常費補助金の補助対象経費と重複してもよいか。	経常費補助金の補助対象経費は、国や県の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くこととされており、重複して計上不可。したがって、本補助事業に要する経費（備品購入費等）が経常費補助金の補助対象経費と重複する場合は、経常費補助金の補助対象経費の総額から本補助事業に要する経費を差し引くこと。
52	その他	事業実施	補助事業の着手は、交付決定通知が届いた日以降なのか、交付決定通知に記載されている通知日以降でよいのか。	補助事業の着手（発注・契約・購入・工事着工等）は、交付決定通知の通知日以降可能。
53	その他	保存年限	補助金申請関係の書類は、何年間保存しておかないといけないか。	5年間。
54	その他	財産処分の制限	整備後、使用目的の変更や取り壊し、廃棄、譲渡等ができるか。	1個（組）あたり50万円以上の物品については、省令で定める減価償却資産の耐用年数に応じて処分制限期間あり。この期間内に財産処分する場合は、都道府県知事の承認が必要。また、経過年数に応じて、補助金の一部を返還していただく場合あり。